

鴨 日 赤 第 4 号

令和 7 年 6 月 15 日

区長・町内会長 各位

日本赤十字社千葉県支部

鴨川市地区長 佐々木 久之

令和 7 年度赤十字活動資金へのご協力について（お願い）

赤十字活動の推進につきましては平素より格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

日本赤十字社は、「苦しんでいる人を救いたい」という思いを結集し、人のいのちと健康、尊厳を護ることを使命として、国内外において様々な活動を展開しています。災害救護活動や救援物資の配布など、様々な人道的活動は、皆様からお寄せいただく活動資金によって支えられています。

皆様におかれましては、活動の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、別添の依頼文、納付書及びパンフレット等を各組長に配付くださるよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

・ 募集期間（納入期間）

令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日まで（原則）

※ 6 月 30 日までは、市関係窓口、農協、漁協及び郵便局

※ 8 月以降は、ふれあいセンター（福祉課）のみ

## 【よくある質問】

Q 1 赤十字の業務に対する地方公共団体の協力はどのような根拠によるものですか。

A 1 日本赤十字社は、赤十字に関する諸条約及び日本赤十字法に基づいて設立された法人であり、国際的にもその業務の公共性及び中立性が認められています。日本赤十字の業務が、地方公共団体の業務である市民の安全と健康及び福祉の保持、防災、罹災者の救護等の面で密接な関係にあることによるものです。

Q 2 区長・町内会長等が赤十字活動資金を集めに来るのは、どのような理由からですか。

A 2 ひとたび災害が発生すると、赤十字は都道府県・市町村、あるいは地域住民の方々と協力し、救護活動を展開します。また、地域福祉やボランティア活動など、地域に根ざした活動についても、赤十字と地域との関わりは密接な繋がりを有しています。このような活動を行うための活動資金を、地域の方にお願ひするにあたり、区長・町内会長等に対し、協力を依頼しています。

<問い合わせ先>  
鴨川市市民福祉部福祉課  
地域ささえあい係  
電話 04-7093-7112  
FAX 04-7093-7115